

スーパー定期「〈にっしん〉 地域おうえん定期預金」規定 〈神戸市子育ておうえん定期預金〉



1. 預入れ

- (1) この定期預金への預入れは個人のお客さまに限ります。
- (2) この定期預金の取扱店舗は神戸市内の17店舗（住所地が神戸市の店舗）とします。
垂水支店、平野支店、玉津支店、神戸支店、宇治川支店、兵庫支店、西灘支店、六甲支店、魚崎支店、本山支店、鈴蘭台支店、ひよどり台支店、板宿支店、伊川谷支店、舞子支店、藤原台支店、神栄支店
- (3) この定期預金の新規預入金額は一契約1万円以上とします。
- (4) この定期預金は預入期間1年の単利型自動継続扱いのみとします。
- (5) この定期預金の預入形態は、通帳式（総合口座の取扱いも可）に限ります。

2. 適用利率

- (1) この定期預金の初回適用利率（税引前）は「年0.05%」とします。
- (2) この定期預金の自動継続後の適用利率は、継続日における店頭表示のスーパー定期1年ものの利率とします。
- (3) この定期預金を満期日（自動継続をしたときはその満期日をいいます。以下同じです。）の前日までに解約する場合、次の中途解約利率を適用します。
ただし、中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率を適用します。
なお、中途解約利率については金融情勢に応じて変更することがあります。
〈中途解約利率〉
預入期間6ヶ月未満 …………… 「解約日における普通預金利率」
預入期間6ヶ月以上1年未満 …………… 「約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨て。）」

3. 利息

- (1) この定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入期間に応じた利率によって単利の方法で計算し、満期日に支払います。
- (2) お客さまの申し出によって当金庫がやむを得ないと認めてこの定期預金を満期日前に解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた第2条第3項の中途解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この定期預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4. 一部解約の取扱

この定期預金の一部解約はできません。

5. 寄付金の取扱

2021年10月31日時点の預入総額、又は、募集総額50億円に達した場合や金利情勢等により取扱いを終了した日の属する当月末日時点の預入総額の残高の0.01%相当額を、当金庫が神戸市に寄付し、神戸市総合児童センター「こべっこランド」等の運営に役立てていただきます。
この寄付について、お客さまのご負担は一切ございません。

本規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）」および「定期性総合口座取引規定」により取扱いします。